

こども家庭科学研究費補助金等取扱規程第3条第12項に定める
違反等の内容その他必要な事項の公表の取扱いについて
(令和5年4月3日こ成母第5号母子保健課長決定)

(令和5年8月25日こ成母第221号一部改正)

1 趣旨

こども家庭科学研究費補助金等取扱規程(令和5年こども家庭庁告示第10号。以下「取扱規程」という。)第3条第12項に定める違反等の内容その他必要な事項の公表について、以下のとおり取り扱うこととする。

2 取扱規程第3条第12項に定める違反等の内容その他必要な事項の公表の取扱い

- (1) こども家庭科学研究費補助金及びこども家庭行政推進調査事業費補助金(以下「補助金」という。)において、取扱規程第3条第2項から第7項までの規定により、補助金を交付しないこととした場合は、当該違反等の内容その他必要な事項を別紙によりこども家庭庁ホームページ上で公表する。
- (2) 当該公表の期間は、原則5年とする。なお、交付制限年数が5年を越える場合は、当該交付制限年数の間、公表する。